

## 年金法令・制度運営（問題）

### 【注意】

不鮮明な記載・判読困難な記載については、採点の対象としないので、解答に当たっては注意すること。  
特に、記号の記載に際しては、判別が困難な事例が散見されるので、特に注意のこと。  
(例. 「ウ」と「ク」、「シ」と「ツ」、「チ」と「テ」、「ケ」と「ク」、「ス」と「ヌ」)

問題 1. 次の設問 1 から設問 8 の空欄に入る語句あるいは数値を選択肢の中から選択し記号で答えよ。  
なお、同じ選択肢を複数回使用してもよい。(25 点)

設問 1. 次は、「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令」に規定する「解散計画」に関する記述である。

第四十三条 存続厚生年金基金は、施行日から起算して（ a ）までの間において、平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百四十五条第一項第一号又は第二号に掲げる理由により解散をしようとする場合は、当該解散に関する計画（以下この条及び次条第一項において「解散計画」という。）を厚生労働大臣に（ b ）。

2 (以下略)

第四十四条 解散計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 解散計画の（ c ）及び（ d ）
- 二 （ e ）及び（ f ）の現状
- 三 年金給付等積立金（平成二十五年改正法附則第十一条第一項に規定する年金給付等積立金という。第四十六条第一項において同じ。）の積立ての目標
- 四 前号の目標を達成するために必要な（ g ）及びこれに伴う（ h ）の見込額

2 (略)

### 【選択肢】

(ア) 財産	(イ) 直近の財政状況	(ウ) 収支	(エ) 加入員の数
(カ) 提出しなければならない		(ク) 提出することができる	
(キ) 申請しなければならない		(コ) 申請することができる	
(ケ) 掛金の額	(ク) 期間	(サ) 具体的措置	(シ) 予定利回り
(ス) 三年を経過する日	(セ) 五年を経過する日	(ソ) 七年を経過する日	(タ) 十年を経過する日
(チ) 基金の名称	(ツ) 実施事業所	(テ) 設立日	(ト) 事業
(ナ) 収入支出の増減	(ニ) 積立不足の解消額	(ヌ) 最低責任準備金	(ネ) 返還額の増減
(ノ) 返還予定日	(ハ) 解散予定日	(ヘ) 前提	(フ) 提出日
(ホ) 内容	(ホ) 適用期間	(マ) 適用開始日	(ニ) 提出理由

設問 2. 次は、通知「代行保険料率の算定に関する取扱いについて」の別紙「代行保険料率の算定に関する基準」に規定する「代行保険料率の算定」に関する記述である。

## 二 代行保険料率の算定の方法

(1) (略)

(2) 財政方式

財政方式は、( a ) によること。

(3) 基礎率の算定基準

代行保険料率の算定に用いる基礎率の算定は、次のアからオまでに定めるところによること（ただし、前記一の(1)のカ又はキに該当する基金については、直前の代行保険料率の算定に用いた基礎率（予定利率及び死亡率を除く。）を用いるものとする。）。

ア 予定利率は、( b ) とすること。

イ 死亡率は、次の(ア)及び(イ)によること。

(ア) 加入員の死亡率は、年齢及び性別に応じて「厚生年金基金の財政運営について（平成八年六月二十七日年発第三三二一号）」の別紙厚生年金基金財政運営基準（以下「財政運営基準」という。）の別表 1 に ( c ) とすること。

(イ) 加入員以外の死亡率は、年齢及び性別に応じて財政運営基準の別表 2 に ( c ) とすること。

ウ 脱退率は、代行保険料率の算定基準日から過去三年間の実績に基づいて算定すること。

エ 昇給指数（報酬）及び昇給指数（賞与）は、それぞれ代行保険料率の算定基準日における実績及び代行保険料率の算定基準日までの実績に基づいて算定すること。

オ 将来の加入員の見込みについては、代行保険料率の算定基準日から過去三年間の実績に基づいて ( d ) を定め、たうえ、代行保険料率の算定基準日における加入員の実態に基づいて加入員数及び加入時の ( e ) 並びに代行保険料率の算定基準日までの実績に基づいて ( f ) を定めること。

(4) 代行給付費の予想額の算定に関する取扱い

ア 代行給付費の予想額の現価は、次の(ア)に掲げる額から(イ)に掲げる額を控除した額とすること。

(ア) ( g ) の間に係る代行給付費から政府負担金（国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三四号）附則第八十四条第六項に規定する政府負担金をいう。以下同じ。）を控除した額の予想額の現価

(イ) 前記一の(1)のイ～オ又はキに該当する基金及び前記一の(1)のアに該当する事業主で、算定基準日の翌日の属する事業年度の一事業年度前の末日において、最低責任準備金相当額が ( h ) に一・五を乗じて得た額を上回っている基金等及び前記一の(1)のカに該当する基金にあっては、当該事業年度の末日の最低責任準備金相当額から ( h ) に一・五を乗じて得た額を控除した額（それ以外の基金等にあっては零）

(以下略)

【選択肢】

(ア) 開放基金方式	(イ) 加入年齢方式	(ウ) 積立方式	(エ) 賦課方式
(カ) 年二・〇%	(キ) 年三・二%	(ク) 年四・一%	(ケ) 年四・二%
(ク) 報酬月額	(コ) 標準給与月額	(カ) 標準賞与額	(シ) 報酬標準給与
(ス) 六十歳以降	(セ) 六十五歳以降	(ソ) 七十歳以降	
(タ) 老齢厚生年金の支給開始年齢以降		(チ) 最低積立基準額	(ツ) 賞与給与額
(テ) 標準報酬月額	(ト) 加入年齢	(チ) 新規加入員率	(ニ) 将来人数
(ヌ) 積立上限額	(ネ) 脱退状況	(リ) 賞与額	(ハ) 賞与標準給与
(ヒ) 過去期間代行給付現価		(リ) 代行部分過去給付現価	
(ヘ) 定める率		(ホ) 〇・八五を乗じて得た率	
(マ) 〇・七二から一・〇までの一定率を乗じて得た率			
(ミ) 〇・八〇を乗じて得た率			

設問 3. 次は、最低積立基準額の算定に必要となる「確定給付企業年金法施行令」に規定する「過去の加入者期間に係る給付の基準」に関する記述である。

第三十七条 法第六十条第三項の政令で定める基準は、加入者等の当該事業年度の末日までの加入者期間に係る給付として（ a ）で定めるものが、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定めるものであることとする。

- 一 当該事業年度の末日において、年金給付の支給を受けている者 当該年金給付
- 二 当該事業年度の末日において、老齢給付金の受給権者であつて法第三十七条第一項の規定に基づきその老齢給付金の（ b ）の申出をしている者 その者が当該事業年度の末日において当該（ b ）の申出をした老齢給付金の支給を請求するとした場合における年金として支給される老齢給付金
- 三 当該事業年度の末日において、老齢給付金を受けるための要件のうち（ c ）以外の要件を満たす者（加入者及び老齢給付金の（ d ）に代えて脱退一時金の支給を受けた者を除く。）その者が（ c ）を満たしたときに年金として支給される老齢給付金
- 四 当該事業年度の末日において、法第四十一条第二項第一号に係る脱退一時金の受給権者であつて、同条第四項の規定に基づきその脱退一時金の（ e ）の（ b ）の申出をしている者 その者が当該事業年度の末日において、脱退一時金の支給を請求するとした場合に支給される脱退一時金
- 五 当該事業年度の末日において、加入者であつて、老齢給付金を受けるための要件のうち（ c ）以外の要件を満たす者 その者が老齢給付金を受けるための要件を満たしたときに支給される当該老齢給付金のうち、その者の当該事業年度の末日までの（ f ）として、厚生労働省令で定めるところにより計算した額
- 六 当該事業年度の末日における加入者（前号に規定する者を除く。） その者が脱退一時金を受けるときの要件を満たしたときに支給される当該脱退一時金のうち、その者の当該事業年度の末日までの（ f ）として、厚生労働省令で定めるところにより計算した額

【選択肢】

(ア) 全部	(イ) 年金としての支給	(ウ) 全部を年金	(エ) 支給の請求
(カ) 全部又は一部	(ク) 支給	(キ) 未支給分	(ク) 一部
(ケ) 繰下げ	(コ) 支給の繰下げ	(サ) 繰上げ	(シ) 支給の繰上げ
(ス) 労働協約等	(セ) 就業規則等	(ソ) 規程	(タ) 規約
(フ) 加入者期間に係る分		(ツ) 給付の額	
(ヘ) 給付に要する費用の額		(ト) 加入者期間により計算される額	
(ハ) 支給開始年齢		(ニ) 老齢給付金支給開始要件	
(ニ) 規約で定める年齢に達したこと		(ネ) 給付の支給を受けるための要件	

設問 4. 次は、「確定給付企業年金法施行規則」に規定する「財政再計算を行う場合」に関する記述である。

第五十条 法第五十八条第二項の厚生労働省令で定める場合は、次のとおりとする。

- 一 法第七十六条第一項の規定により基金を合併する場合(同条第三項の規定により合併により基金を設立する場合を除く。)
- 二 法第七十七条第一項の規定により基金を分割する場合(同条第四項の規定により分割により基金を設立する場合を除く。)
- 三 法第八十条第二項又は法第八十一条第二項の規定により加入者等に係る給付の支給に関する権利義務を承継する場合(新たに規約型企業年金を実施することとなる場合又は新たに基金を設立することとなる場合を除く。)
- 四 次に掲げる場合(掛金の額に係る規約の変更を行う必要がない場合を除く。)
  - イ ( a ) が前回の ( b ) の計算基準日における ( a ) に比べて著しく増加又は減少した場合
  - ロ 加入者の資格又は ( c ) を変更する場合
  - ハ 法第七十九条第一項又は第二項の規定により加入者等に係る給付の支給に関する権利義務を ( d ) する場合
  - ニ 過去勤務債務の額の予定償却期間を ( e ) しようとする場合又は第四十六条第一項第三号の一定の割合を ( f ) させようとする場合
  - ホ その他当該確定給付企業年金に係る事情に著しい変動があった場合

【選択肢】

(ア) 移転	(イ) 承継	(ウ) 放棄	(エ) 移転又は承継
(カ) 加入者の数	(カ) 加入者の給与総額	(キ) 加入者の平均給与	(ク) 実施事業所数
(ケ) 維持	(コ) 変更	(ク) 短縮	(シ) 延長
(ス) 変更計算	(セ) 財政決算	(ソ) 財政計算	(タ) 財政再計算
(フ) 著しく減少	(ツ) 著しく増加	(テ) 減少	(ト) 増加
(チ) 支給要件	(ニ) 給付の設計	(ヌ) 適用範囲	(ネ) 掛金の負担割合

設問 5. 次は、「確定拠出年金法」に規定する「企業型年金加入者期間」及び「企業型年金運用指図者」に関する記述である。

第十四条 企業型年金加入者である期間（以下「企業型年金加入者期間」という。）を計算する場合には、月によるものとし、企業型年金加入者の資格を（ a ）からその資格を（ b ）までをこれに算入する。

2 （略）

第十五条 次に掲げる者は、企業型年金運用指図者とする。

一 企業型年金規約において（ c ）の一定の年齢に達したときに企業型年金加入者の資格を喪失することが定められている企業型年金の（ d ）の企業型年金加入者であって、第十一条第二号に該当するに至ったことにより企業型年金加入者の資格を喪失したもの（当該企業型年金に個人別管理資産がある者に限る。）

二 第十一条第六号に該当するに至ったことにより企業型年金加入者の資格を喪失した者（当該企業型年金に個人別管理資産がある者に限る。）

三 企業型年金の企業型年金加入者であった者であって当該企業型年金の年金たる障害給付金の受給権を有するもの

2 企業型年金運用指図者は、前項各号に掲げる者のいずれかに該当するに（ e ）に、企業型年金運用指図者の資格を取得する。

3 企業型年金運用指図者は、次の各号のいずれかに該当するに至った日の翌日（第三号に該当するに至ったときは、当該至った日）に、企業型年金運用指図者の資格を喪失する。

一 （ f ）とき。

二 当該企業型年金に個人別管理資産がなくなったとき。

三 当該企業型年金の企業型年金加入者となったとき。

4 （略）

【選択肢】

(ア) 退職した	(イ) 死亡した	(ウ) 他の企業に転籍した	
(エ) 他の企業型年金に加入した	(オ) 至った日の属する月の末日		
(カ) 至った日の前日	(キ) 至った日	(ク) 至った日の翌日	(ケ) 取得した日
(コ) 取得した月の前月	(ク) 取得した月	(シ) 取得した月の翌月	(ス) 喪失した日
(セ) 喪失した月の前月	(ソ) 喪失した月	(タ) 喪失した月の翌月	
(フ) 六十歳以上	(ツ) 六十三歳以上	(テ) 六十五歳以上	(ト) 七十歳以上
(チ) 六十歳以上六十三歳以下		(ニ) 六十歳以上六十五歳以下	
(リ) 六十歳以上六十七歳以下		(ホ) 六十歳以上七十歳以下	

設問 6. 次は、平成 27 年 1 月 30 日に厚生労働省が公表した「平成 27 年度の年金額改定について」における国民年金及び厚生年金に係る年金額改定に関する記述のうち「参考 1:平成 27 年度の年金額改定に係る各指標」に関する抜粋である。

- ・名目手取り賃金変動率<sup>※1</sup> …… 2.3%
- ・物価変動率 …… 2.7%
- ・マクロ経済スライドによる「スライド調整率」<sup>※2</sup> …… ▲0.9%

※1 「名目手取り賃金変動率」とは、国民年金法第 27 条の 2 及び厚生年金保険法第 43 条の 2 に規定されており、前年の物価変動率に 2 年度前から 4 年度前までの 3 年度平均の ( a ) と ( b ) を乗じたものです。( a ) と ( b ) は、厚生年金保険法 43 条の 2 の規定により、標準報酬月額などと保険料率のデータを用いて算出しています。

◆名目手取り賃金変動率 (2.3%)

$$= \text{物価変動率 (2.7\%)} \times \text{( a ) (▲0.2\%)} \times \text{( b ) (▲0.2\%)} \\ \text{(平成 26 年の値)} \quad \text{(平成 23~25 年度の平均)} \quad \text{(平成 24 年度の変化率)}$$

※2 マクロ経済スライドとは、( c ) の年金制度改正において導入された、賃金や物価の改定率を調整して緩やかに年金の( d )を調整する仕組みです。このマクロ経済スライドによる( d )の調整を早期に開始することは将来の年金の受給者である現役世代の年金水準を確保することにつながります。具体的には、国民年金法第 27 条の 4 と厚生年金保険法第 43 条の 4 に規定されていて、現役被保険者の減少と( e )に基づいて「スライド調整率」が設定され、その分を賃金や物価の変動により算出される改定率から控除するものです。このマクロ経済スライドによる調整は、( f )が解消され次第実施することが法律に規定されています。

◆スライド調整率 (▲0.9%)

$$= \text{公的年金被保険者数の変動率 (▲0.6\%)} \times \text{( e ) 率 (▲0.3\%)} \\ \text{(平成 23~25 年度の平均)}$$

\* 平成 26 年財政検証では、平成 27 年度のスライド調整率は▲1.1%と見込んでいましたが、60 歳以上の高齢者雇用が見込みよりも進んだことなどにより、厚生年金被保険者が増加したことで、実際のスライド調整率は見込みよりも低くなりました。

【選択肢】

(ア) 貯蓄割合の変化率	(イ) 収入の変化率	(ウ) 可処分所得割合変化率	
(エ) 支出の変化率	(オ) 世代間格差	(カ) 世帯間格差	(キ) 給付水準
(ク) 保険料水準	(ケ) 国民年金国庫負担	(コ) 基礎年金国庫負担	(ク) 特例水準
(シ) デフレーション	(ス) 物価指数の伸び	(セ) 賃金指数の伸び	(リ) 総人口の伸び
(タ) 平均余命の伸び	(チ) 平成 11 年	(ツ) 平成 16 年	(ニ) 平成 21 年
(ト) 平成 26 年	(テ) 再評価率	(ニ) 保険料改定率	(ス) 名目賃金変動率
(ネ) 実質賃金変動率			

設問 7. 次は、公益社団法人日本年金数理人会及び公益社団法人日本アクチュアリー会が定める「退職給付会計に関する数理実務ガイダンス」のうち、「イールドカーブ」に関する記述である。

3.2.1 イールドカーブ

イールドカーブは、期間の異なる ( a ) の集合である。( a ) は、( b ) (期中での利息の支払いがなく満期での支払いのみを約束する債券) の利回りである。

イールドカーブは、①市場データをもとにユニバースを設定し、②ユニバースに含まれるデータに対して ( c ) を用いて推定することによって得られる。

① 市場データの範囲 (ユニバース) の設定

イールドカーブを推定するために用いる市場データのユニバースを設定する。

(1) 債券の種類

参照する債券の種類については、次の各項が参考になる。

適用指針第 24 項では、「退職給付債務の計算における割引率は、( d ) を基礎として決定するが、この ( d ) には、期末における国債、政府機関債及び ( e ) の利回りが含まれる。( e ) には、例えば、複数の格付機関による直近の格付けがダブル A 格相当以上を得ている ( f ) が含まれる。」とされている。

適用指針第 93 項 (結論の背景) では、「時期や金額が異なる支払から構成される退職給付債務をより適切に割り引くべきと考えたことや、国際的な会計基準における考え方との整合性を図るために、退職給付支払ごとの支払見込期間を反映した割引率を使用することとした。」とされている。

適用指針第 93 項で言及されている「国際的な会計基準における考え方」として、IAS19 では、割引率は、期末における ( e ) のイールド (yields) を参照することとされ、このような ( e ) に関して厚みのある市場がない ( g ) については、当該 ( g ) 建の ( h ) の市場イールドを用いる旨が示されている。

(以下略)

【選択肢】

(ア) 自国通貨	(イ) 通貨	(ウ) 外貨	(エ) 国
(オ) 国債	(カ) 仕組債	(キ) 割引債	(ク) 利付債
(ケ) 社債	(コ) 優良社債	(サ) 転換社債	(シ) 外国債
(ス) 普通社債	(セ) 社債等	(ソ) 評価の高い社債	(タ) 一部の金融債等
(チ) 政府関係機関債	(ツ) 政府機関債	(テ) 政府保証債	(ト) 政府債
(ナ) スポットレート	(ニ) パーレート	(ヌ) スワップレート	(ネ) フォワードレート
(ノ) 計算ツール	(ハ) 数理的手法	(ヒ) 金利の期間構造	(フ) モデル
(ホ) 長期の債券の利回り		(ヘ) 安全性の高い債券の利回り	
(マ) 格付けの高い債券の利回り		(セ) 債券の最終利回り	



設問 8. 次は、公益社団法人日本年金数理人会が定めている「行動規範」に関する記述である。

- 第 5 条 会員は、専門的職能人としての技術及び注意をもって、公正かつ（ a ）に業務を遂行しなければならない。
- 2 会員は、一般社会及び業務の依頼者（以下「顧客」という。）並びに所属法人に対して専門的職能人としての職責を全うできるよう行動しなければならない。
- 3 会員は、専門的職能人としての業務を遂行するため、会員相互の研鑽その他を通じ自己の（ b ）の向上に努めなければならない。

【選択肢】

(ア) 忠実	(イ) 公平	(ウ) 謙虚	(エ) 誠実	(オ) 真摯	(カ) 適正
(キ) 業績	(ク) 知識	(ケ) 評判	(コ) 能力	(サ) 名誉	(シ) 品位

問題 2. 解散した存続厚生年金基金の確定給付企業年金への残余財産の交付に関する以下の設問にそれぞれ解答せよ。(10 点)

設問 1. 以下は、「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」の附則に規定する「解散存続厚生年金基金の残余財産の確定給付企業年金への交付」に関する記載である。次の①～④の空欄に入る語句をそれぞれ記載せよ。

第三十五条 施行日以後に解散した存続厚生年金基金（当該解散した日における年金給付等積立金の額が責任準備金相当額を下回るものを除く。）は、（ ① ）により、その設立事業所（政令で定める場合にあつては、設立事業所の一部。以下この項及び次条において同じ。）が確定給付企業年金の実施事業所（改正後確定給付企業年金法第四条第一号に規定する実施事業所をいう。以下この項において同じ。）となっている場合又は実施事業所となる場合であつて、当該（ ② ）において、あらかじめ、当該存続厚生年金基金から前条第四項の規定により当該設立事業所に使用される解散基金加入員等（解散した厚生年金基金がその解散した日において年金たる給付の支給に関する義務を負っていた者をいう。以下同じ。）に分配すべき残余財産（以下この条において「残余財産」という。）の（ ③ ）ができる旨が定められているときは、当該確定給付企業年金の事業主等（改正後確定給付企業年金法第二十九条第一項に規定する事業主等をいう。以下同じ。）に残余財産の当該確定給付企業年金の（ ④ ）（改正後確定給付企業年金法第三十条第三項に規定する（ ④ ）をいう。以下同じ。）への交付を申し出ることができる。  
(以下略)

設問 2. 残余財産を確定給付企業年金へ交付する場合に、通知「厚生年金基金の解散及び移行認可について」の別紙「厚生年金基金解散・移行認可基準」に記載されている同意の要件について簡記せよ。  
なお、解散基金加入員等が使用される設立事業所は 1 つとする。

設問 3. 残余財産を確定給付企業年金に仮交付する場合に、通知「厚生年金基金の解散及び移行認可について」の別紙「厚生年金基金解散・移行認可基準」に記載されている留意事項を簡記せよ。

問題 3. 「確定給付企業年金法施行規則第四十六条」に規定する「特別掛金額」に関する以下の設問にそれぞれ解答せよ。(10 点)

設問 1. 特別掛金額の計算方法について確定給付企業年金法施行規則第四十六条第一項に「過去勤務債務の額を三年以上二十年以内の範囲内においてあらかじめ規約で定めた期間で均等に償却する方法」(以下「元利均等償却」という。)の他 3 つの計算方法が規定されている。当該 3 つの計算方法についてその内容を簡記せよ。

設問 2. 「元利均等償却」により特別掛金額を計算する場合において、前回の財政計算において定めた予定償却期間の残存期間が①3 年以上のとき、②3 年未満のときのそれぞれについて、今回の財政計算において発生した過去勤務債務の額の予定償却期間を設定する際の取り扱いについて簡記せよ。  
なお、今回の財政計算において発生した過去勤務債務の額は、前回の財政計算において発生した過去勤務債務の額のうち償却されていない額を下回っているものとする。

設問 3. 今回の財政計算において繰越不足金の解消に併せて予定利率を引き下げる場合において、特別掛金額を「元利均等償却」により計算するとき、確定給付企業年金法施行規則第四十六条第五項に規定されている過去勤務債務の額の予定償却期間を設定する際の取り扱いについて簡記せよ。  
なお、前回の財政計算において発生した過去勤務債務については既に償却が完了しているものとし、今回の財政計算において予定利率以外の基礎率は変更しないものとする。

問題4. 次は、ある企業が実施している確定給付企業年金制度のX年3月31日の財政決算における諸数値等である。当該制度に関する以下の設問にそれぞれ解答せよ。解答にあたっては、解答に至るまでの計算式や過程も論述すること。また、公益社団法人日本年金数理人会の定める確定給付企業年金実務基準（以下「実務基準」という。）に記載された方法により計算することとし、金額の端数処理は千円未満を四捨五入すること。なお、本問において標準掛金率及び特例掛金率は年12回払いとする。（10点）

<X年3月31日時点の諸数値等>

- ・確定給付企業年金法施行規則第六十二条第一号に定める基礎率に基づき算出したもの

給付現価	:	12,740,000千円
給与現価	:	98,000,000千円
標準掛金率（数理上）	:	11.95%
標準掛金率（規約上）	:	12.0%
特例掛金収入現価	:	100,000千円

（注）標準掛金率（規約上）は、仮に標準掛金率（数理上）が採用される場合に規約に記載することになる標準掛金率。

- ・上記以外

現行標準掛金率（数理上）	:	9.95%
現行標準掛金率（規約上）	:	10.0%
現行特別掛金率（規約上）	:	0.0%
現行特例掛金率（規約上）	:	2.0%

（注）現行特例掛金率（規約上）は、次回の財政再計算(X+2年3月31日)までに発生する積立不足の予想額の償却のために設定したもの。

数理上資産額	:	4,551,600千円
最低積立基準額	:	3,017,200千円
標準給与総額（月額）	:	150,000千円
予定利率	:	2.0%

<その他の諸数値等>

下限予定利率		
X-1年度	:	0.8%
X年度	:	0.7%
X+1年度	:	0.5%

（注）1年未満の期間の付利を行う場合、mか月に対して、利率×m/12として計算すること。

設問 1. この企業は、X 年 3 月 31 日を基準日とする財政検証において、確定給付企業年金法第六十四条の規定に基づき掛金の控除が必要となった。上記諸数値等を用いて積立上限額を算出せよ。

設問 2. 設問 1 の場合において、掛金の控除の方法として確定給付企業年金法施行規則第六十条第一項第一号に規定する方法（前詰方式）を採用したときに、控除される期間中の各月の規約上の標準掛金率及び特例掛金率を算出せよ。解答にあたり、単位はパーセント（%）とし、小数点以下第 2 位を四捨五入すること。

なお、掛金の控除は、実務基準に定める原則的な順序によるものとし、確定給付企業年金法施行規則で認められている範囲で最も遅い月から開始するものとする。

問題 5. 次は、企業会計基準委員会が公表している「退職給付に関する会計基準の適用指針」に規定する「小規模企業等における簡便法」に関する記述である。以下の設問にそれぞれ解答せよ。(10 点)

(小規模企業等における簡便法の適用範囲)

47. 会計基準第 26 項に基づき、従業員数が比較的少ない小規模な企業等において、簡便な方法を用いて退職給付に係る負債及び退職給付費用を計上する場合、第 48 項から第 51 項に従った会計処理(以下「簡便法」という。)を行う。

簡便法を適用できる小規模企業等とは、原則として従業員数( ① )人未満の企業をいうが、従業員数が( ① )人以上の企業であっても年齢や勤務期間に偏りがあるなどにより、原則法による計算の結果に一定の高い水準の信頼性が得られないと判断される場合には、簡便法によることができる。なお、この場合の従業員数とは退職給付債務の計算対象となる従業員数を意味し、複数の退職給付制度を有する事業主にあつては制度ごとに判断する。従業員数は毎期変動することが一般的であるので、簡便法の適用は一定期間の( ② )を踏まえて決定する。

(中略)

(簡便法による退職給付費用の計算)

49. 小規模企業等において簡便法を適用する場合、次の差額を当年度の退職給付費用とする。

(1) ( ③ )の退職給付制度については、期首の退職給付に係る負債残高から当期退職給付の支払額を控除した後の残高と、期末の退職給付に係る負債(第 48 項(1)参照)との差額

(2) ( ④ )の退職給付制度については、期首の退職給付に係る負債残高から当期拠出額を控除した後の残高(事業主が退職給付額を直接支払う場合、当該給付の支払額も控除する。)と、期末の退職給付に係る負債(第 48 項(2)参照)との差額

(簡便法による退職給付債務の計算)

50. 小規模企業等において簡便法を適用する場合、次の方法のうち、各事業主の実態から合理的と判断される方法を選択して退職給付債務を計算する。いったん選択した方法は、原則として継続して適用する。

(1) 退職一時金制度

(略)

(2) 企業年金制度

(略)

設問 1. 上記の①～④の空欄に入る語句をそれぞれ記載せよ。

設問 2. 「退職給付に関する会計基準の適用指針」の第 50 項(2)に規定する企業年金制度の場合の簡便法による退職給付債務の計算方法を 3 つ簡記せよ。

問題 6 【所見問題】. 以下の設問にそれぞれ解答せよ。(35 点)

(前提)

ある企業ではポイント制(勤続ポイント+職能ポイント)の退職金規程の内枠 50%で確定給付企業年金制度(以下「DB制度」という。)を実施している(給付利率固定型。60 歳支給開始の 10 年確定年金)。当該企業は、会社を設立して 30 年経つが過去に一度も退職金制度及び DB 制度の給付減額をしてきていない。

一方、給与については、過去の業績悪化時には定期昇給を止めるなど、何度か給与改定を行ってきた。

当該企業の業績はここ数年間堅調に推移し、今後もその傾向が継続する見通しであるため、以下の 2 つの方法のいずれかを実施することを従業員と検討している。なお、2 つの方法によるコストはほぼ等しいものとする。

- ① ベースアップ(以下「ベア」という。)を実施する。
- ② ベアによる給与増額幅を一定程度にとどめ、その代わりに退職金規程を改定し、今後付与するポイントを増額する。

設問 1-A. 上記②を採用した場合において、上記①を採用した場合と比較して、会社側と従業員側のそれぞれの視点でどのようなメリット・デメリットがあるか述べよ。

設問 1-B. 今後は、労使双方とも、物価上昇などの経済環境の変化によらず実質的な退職金水準の維持を目指していくことを確認している。実質的な退職金水準の維持を目指すうえで、退職金制度についてどのような制度変更が考えられるか。当該制度変更の内容及びその効果を述べよ。

設問 2. 今後は、設問 1-B のような実質的な退職金水準の維持という観点のみならず、老後所得の確保という観点からも企業年金制度のあり方を労使で検討していくことが望まれる。

なぜなら、景気が回復し物価が上昇したとしても公的年金制度の実質価値は減少していくことが見込まれており、公的年金を補完する企業年金制度の役割が益々重要になってくるからである。

このような現状や企業年金制度のさらなる発展をあわせて考えた場合、企業年金制度はどのような役割が求められ、その役割を実現するために企業年金制度をどのように改正していくことが望ましいか所見を述べよ。なお、所見の中で現行法令等を改正していくことが必要であると考える場合には、どのような改正を行っていく必要があるかについても述べること。